

# 市町村障害福祉計画等の作成に関する事項について (第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

(障害政策課支援調整係)

※ 令和2年5月19日厚生労働省告示第213号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」より抜粋

[ ◎:必ず記載する事項、○:定めるよう努める事項、●:盛り込むことが望ましい事項]

## ● 基本理念等

法令の根拠、趣旨、基本理念、目的及び特色等

## ◎ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 (令和5年度における成果目標)

※ 基本指針別表第一にある活動指標を見込む

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ①地域生活移行者数の増加
  - … R1年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行
- ②施設入所者数の削減
  - … R1年度末の施設入所者数から1.6%以上削減

### 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ①精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇 【新規】
  - … R5年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本
- ②精神病床における長期在院者数(65歳以上及び65歳未満)の削減
  - … R5年度末における長期入院患者数(別途算定式あり)
- ③精神病床における早期退院率
  - … 入院後 3か月の退院率を69%以上に
  - … 入院後 6か月の退院率を86%以上に
  - … 入院後1年時点の退院率を92%以上に

### 3. 地域生活支援拠点<sup>が</sup>有する機能の充実【一部新規】

R5年度末までの間、各市町村(又は圏域)に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討

### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

- ①施設利用者の一般就労への移行者数
  - … R1年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上
  - 併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数を設定
  - … 就労移行支援事業は、R1年度の移行実績から1.30倍以上 【変更】
  - … 就労継続支援A型事業は、R1年度の移行実績から1.26倍以上 【新規】
  - … 就労継続支援B型事業は、R1年度の移行実績から1.23倍以上 【新規】
- ②就労定着支援事業の利用者数 【新規】
  - … R5年度の就労移行支援事業等を通じ一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用
- ③就労定着支援事業の就労定着率 【新規】
  - … 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

◎ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標  
(令和5年度における成果目標)

※ 基本指針別表第一にある活動指標を見込む

5. 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 児童発達支援センターの設置  
… R5年度末までに、各市町村(又は圏域)に少なくとも1か所以上設置
- ② 保育所等訪問支援事業の実施  
… R5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築  
(児童発達支援センター等で実施)
- ③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 **【新規】**  
… R5年度末までに、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保  
(児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等)
- ④ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保  
… R5年度末までに、各市町村(又は圏域)に少なくとも1か所以上確保
- ⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**【一部新規】**  
… R5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村で設けるとともに、医療的ケア児等に  
関するコーディネーターを配置

6. 相談支援体制の充実・強化等 **【新規】**

R5年度末までに、各市町村(又は圏域)において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の  
相談支援体制の強化(※)を実施する体制の確保  
(基幹相談支援センター等で実施)

- ※ ① 総合的・専門的な相談支援  
… 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施見込みを設定
- ② 地域の相談支援体制の強化  
… 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定  
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定  
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 **【新規】**

R5年度末までに、都道府県や各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための  
取組に関する事項(※)を実施する体制を構築

- ※ ① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用  
… 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数見込みを設定
- ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有  
… 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、  
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定
- ③ 指導監査結果の関係市町村との共有  
… 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する  
指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数  
の見込みを設定

- ◎ 支援の種類ごとの必要な量の見込み及び
- その見込み量の確保のための方策
- ※ 基本指針別表第一にある活動指標を見込む

- 1 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごと
  - ① 下記、「支援の種類」ごとに、⑤の令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和5年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。
  - ② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定める。
  - ③ 各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整備の方策を定める。
  - ④ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定める。
  - ⑤ 県が算定した、県の区域における令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案して、当該市町村の区域における令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定める。
- 2 各年度における指定通所支援等の種類ごと
  - ① 令和5年度までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。
  - ② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定める。

## 支援の種類

### 1. 訪問系サービス ※「訪問系」はまとめる。

該当するサービスは、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援「訪問系」は、必要量をまとめるが、実績はそれぞれのサービスごとに把握するため、内訳も区分して管理する。

### 2. 日中活動系サービス ※ 種類ごとに見込む。

該当するサービスは、生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・就労定着支援・療養介護・短期入所

### 3. 居住系サービス ※ 種類ごとに見込む。

該当するサービスは、自立生活援助・共同生活援助(グループホーム)・施設入所支援・宿泊型自立訓練

### 4. 相談支援 ※ 種類ごとに見込む。

該当するサービスは、計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

### 5. 障害児支援 ※ 種類ごとに見込む。

該当するサービスは、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援・障害児相談支援・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

## ◎ 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

### 「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」

(平成29年3月31日改正障企自発第0108001号厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)

成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- ①実施する事業の内容
  - ②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
  - ③各事業の見込量の確保のための方策
  - ④その他実施に必要な事項
- ※ 上記、国の通知を参考にする。

## ○ 関係機関との連携に関する事項

以下の関係機関との連携方法等を定める。

- 1 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関
- 2 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関

## ● 市町村障害福祉計画等の期間

市町村障害福祉計画等の期間を定める。

障害福祉計画、障害児福祉計画ともに、令和5年度末の成果目標を設定し、令和3～5年度までのサービス必要量を定める。

## ● 市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価

各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定める。